

インバウンド宿泊事業者実態調査業務

企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務の名称

インバウンド宿泊事業者実態調査業務

2 委託業務を行う目的

宿泊旅行統計調査（観光庁）において、本県における外国人延べ宿泊者数の回復率（令和元年比）が全国的にも低位であることが課題となっている。

本調査は、県内宿泊施設に対してインバウンドの受入状況等のデータを取得・収集し、観光産業の側からその原因を分析することにより、今後の本県のインバウンドにおける観光施策の立案及び効果的なプロモーションの実施につなげることを目的に実施する。

3 企画提案コンペを行う目的

当該企画提案コンペは、インバウンド宿泊事業者実態調査業務を委託すべき業者を選定するために実施する。

4 委託業務の概要

（１）委託期間

契約締結の日から令和８年３月２６日（木）まで

（２）委託内容

別紙「インバウンド宿泊事業者実態調査業務仕様書」のとおり

5 契約上限金額

６，９４５，４００円（消費税及び地方消費税を含む）

6 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

（１）参加者資格

ア 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。

※ なお、共同事業体等複数者から成る組織による参加も可能とするが、当該共同事業体の各構成員が下記条件をすべて満たすこと。

１）共同事業体等により参加する場合は、代表となる主体を定めること。

２）同時に複数の共同事業体の構成員になることはできず、また、共同事業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことはできない。

(2) 最優秀提案者

- ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

7 企画提案コンペの実施方法

提案者は下記に定める書類を提出期限までに提出すること。三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「インバウンド宿泊事業者実態調査業務企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査のうえ、最優秀提案を選定する。なお、企画提案資料等の提出は、1 事業者につき 1 件までとする。

(1) 企画提案コンペ参加資格確認申請

(ア) 提出書類：各 1 部

① 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第 1 号様式）

※ 企画提案コンペに関し、支店または営業所等に権限が委任されている場合は、その委任状（第 2 号様式）も提出すること。

② 「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、又は「代表者事項証明書」の写し

③ 共同事業体協定書兼委任状（第 3 号様式）

※ 共同体等、複数社（者）から成る組織による申請の場合のみ提出すること。

※ 共同事業体の組織規程や会則、契約書等の写しを添付すること。

(イ) 提出期限

令和 7 年 4 月 24 日（木）17 時（必着）

(ウ) 提出先：三重県観光部観光戦略課

住所：〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

Email：kankost@pref.mie.lg.jp

(エ) 提出方法

持参、郵便や民間事業者による信書便、または電子メールのいずれかの方法で提出する。

※ 持参以外の方法で書類を提出する場合は、提出期限までに電話にて担当部局に受理の確認をすること。

(オ) 結果通知

すべての参加意思表示者に対し令和 7 年 5 月 12 日（月）までに通知する。

(2) 企画提案書等の提出

(ア) 提出書類及び部数

① 企画提案申請書（第4号様式）：1部

② 企画提案書（任意様式）：9部（正本1部、写し8部）

- ・規格は日本産業規格のA4判（A3版による折り込み可）、両面印刷、長辺とじ、文字サイズ12ポイント以上、表紙を含め20ページ以内とすること。
- ・企画提案書には以下を含めて、できる限り具体的な提案内容を記載すること。

a. 実施スケジュール・内容

- ・業務仕様書に記載の業務内容について、全体スケジュールを示し具体的に記載すること。

b. 実施体制

- ・本事業全体の実施体制を記載すること。

c. その他

- ・契約額の範囲内で、本事業目的の達成に必要な独自提案があれば記載のこと。
- ・特に、(4)評価基準（ア・イ）に記載の内容について可能な限り具体的に記載すること。

③ 見積書（任意様式）：9部（正本1部、写し8部）

- ・課税業者であるか非課税業者であるかを問わず、消費税を外税表記とすること。
- ・記載様式は特に定めないが、積算の内訳については、大きく分類して「一式」と見積もるのではなく、積算根拠が分かる内訳書を添付し、費用の内訳を可能な限り詳細に記載すること。
- ・社名及び代表者名を記載すること。なお、発行責任者、担当者の氏名、連絡先の記載がある場合、代表者印は不要とする。

④ 提案事業者の概要書：9部（正本1部、写し8部）

- ・提案事業者の組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、組織体制（主な事業所を含む。）、沿革等を簡潔に記載すること。

(イ) 提出期間

企画提案コンペ参加資格結果通知日から令和7年5月14日（水）17時まで（必着）

※上記以外の期間は、提案書を受理いたしません。

(ウ) 提出先

三重県観光部観光戦略課

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

(エ) 提出方法：持参又は郵便や民間事業者による信書便

※ メール及びファクシミリでの提出は出来ません。

※ 企画提案書を郵便や民間事業者による信書便にて提出する場合は令和

7年5月14日（水）17時までに電話にて担当部局に受理の確認をすること。

8 最優秀企画提案の選定・評価方法

（1）選定方法

提案者から提出される企画提案資料による書類審査と併せ、以下により提案者のプレゼンテーションを実施し、選定委員会が評価点方式により順位付けを行い、最高得点を獲得した者を選定する方法とする。

なお、選定において、最低制限基準点（合計満点比 60%）未満の提案は失格とする。また、この基準は一者提案となった場合も同様とする。

（2）書面審査の実施

提案者が6者以上となった場合、選定委員会で書面審査を行い、優良提案者を5者程度選定する。審査の結果は、全ての提案者に対し令和7年5月16日（金）までに電子メールにて通知する。

書面審査により落選とされた提案は選定対象から除外し、プレゼンテーションは行わない。

（3）プレゼンテーション（ヒアリング）の実施

提案者によるプレゼンテーションを実施し、最優秀提案者を決定する。審査の結果は、プレゼンテーション審査に参加した全ての提案者に速やかに通知する。

（ア）開催日時 令和7年5月19日（月）9時20分～（予定）

（イ）開催場所：三重県吉田山会館（津市栄町一丁目 891 番地）（予定）

（ウ）開催形式 対面

（エ）その他

プレゼンテーションは、事前に提出のあった企画提案書等のみを使用し、説明することとする。

（4）評価基準

以下の項目等により、企画提案内容を総合的に評価して選定する。

（ア）企画性（比重配点×2）

- ・事業の目的や業務仕様書に合致し、特に、関係団体との調整・連携手法について、具体的かつ効果的な提案となっているか。

（イ）実現可能性（比重配点×2）

- ・業務の実施に資する専門性や実績を有しているか。
- ・調査票の回収率の確保・向上に向けた、具体的な提案が記載されているか。

（ウ）計画性

- ・全体スケジュールは具体的か。無理のない計画か。
- ・事業を実施する上で適切な実施体制が提案されているか。
- ・共同体での提案の場合、なぜ共同体を組むのか。また、それぞれの役割分担は明確になっているか。

(エ) 経済合理性

- ・見積額及び積算内訳・根拠は適当か。
- ・費用対効果の観点から見積額は合理的であるか。

(オ) 意欲・創意工夫

- ・業務の実施に対する意欲や独自の工夫がみられるか。

(5) 審査結果の通知

審査結果は選定後速やかに参加者に通知するとともに、三重県のホームページにて公表する。

9 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期限

令和7年4月22日（火）12時（必着）

(2) 提出方法

- ・当企画提案コンペに関する質問は、質問申請書（第5号様式）にて行うものとし、下記提出先まで、持参、電子メールのいずれかの方法で提出する。
- ・電子メールの場合は、送信後電話にて受理を確認すること。

(3) 提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県観光部観光戦略課

電話：059-224-3115

Email：kankost@pref.mie.lg.jp

(4) 質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続き等に関する事項に限る。
なお、次の質問は受け付けていない。

- ・企画内容に関する照会
- ・他の応募者の提案書提出状況に関する質問
- ・積算に関する内容
- ・採点に関する内容

(5) 質問に対する回答

受け付けた質問に対する回答は、原則として令和7年4月23日（水）17時までに三重県ホームページに掲載する。

10 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの）の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの）

(無料))の写し

- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書及びその裏付けとなる書類（契約書の写し、契約の相手方が発行した契約履行実績証明書その他業務内容がわかる資料）
- (4) 三重県物件等電子調達システム利用者登録をしていない事業者又は共通債権者（物件契約）登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者（物件登録）登録申出書」（第6号様式）

11 契約方法に関する事項

- (1) 最優秀提案者と、その提案内容を踏まえ、委託契約を締結します。
- (2) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとする。
- (3) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限りまゝ。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額（1円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。）とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。
- (5) 契約は、三重県観光部観光戦略課において行う。

12 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

13 契約代金の支払い方法及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

14 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

15 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴力団等排除要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

16 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって、暴力団等排除要綱第2条に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 三重県観光部観光戦略課に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県観光部観光戦略課と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)②又は③の義務を怠ったときは、暴力団等排除要綱第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

17 その他

- (1) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めない。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではない。
- (2) 企画提案に必要な費用は、提案者の負担とする。
- (3) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- (4) 提出のあった全ての書類は、返還しない。
- (5) 提出された提案書は「三重県情報公開条例」に基づき、情報公開の対象となる。
- (6) 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとする。
- (7) その他必要な事項は、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）の規定によるものとする。
- (8) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により罰則があるので留意すること。

18 障がいを理由とする差別の解消の推進

受注者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応するものとする。

19 担当部局

三重県観光部観光戦略課 櫻井、大倉

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

電話：059-224-3115 FAX：059-224-2801

Email：kankost@pref.mie.lg.jp